

認定権者記載欄		

中小企業信用保険法第2条第5項
第5号の規定による認定申請書（ロ-②）

令和 年 月 日

榎原市長 亀田 忠彦 殿

申請者 住所

氏名

私は、表に記載する業を営んでいるが、下記のとおり、主要原材料である原油及び石油製品（以下「原油等」という。）の価格の上昇等により、経営の安定に支障が生じておりますので、中小企業信用保険法第2条第5項第5号の規定に基づき認定されるようお願いいたします。

(表)

※表には、指定業種であって、営んでいる業種のうち原油等の仕入価格の上昇を製品等の価格に転嫁できていない事業が属する業種（日本標準産業分類の細分類番号と細分類業種名）を全て記載。当該業種が複数ある場合には、その中で、最近1年間で最も売上高等が大きい事業が属する業種を左上の太枠に記載。

記

1. 指定業種に係る原油等の仕入単価の上昇（注2）

$$\frac{E}{e} \times 100 - 100 \quad \text{指定業種に係る上昇率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 20\%$$

E：最近1か月間における平均仕入単価

(年 月) 指定業種に係る平均仕入単価 円

e：Eの期間に対応する前年1か月間の平均仕入単価

(年 月) 指定業種に係る平均仕入単価 円

2. 原油等が売上原価に占める割合（注2）

$$\frac{S}{C} \times 100 \quad \text{指定業種に係る依存率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 20\%$$

$$\text{全体に係る依存率} \quad \underline{\hspace{2cm}} \% \geq 20\%$$

C：最近1か月の売上原価（ 年 月）

C-①：指定業種に係る売上原価 円

C-②：全体に係る売上原価 円

最近1か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合 % $\geq 20\%$

$$\frac{C-①}{C-②} \times 100$$

S：Cの売上原価に対応する原油等の仕入価格

S-①：指定業種に係る仕入原価 円

S-②：全体に係る仕入原価 円

3. 指定業種に係る製品等価格への転嫁の状況（注3）

$$\left(\frac{A}{B} \times 100 \right) - \left(\frac{a}{b} \times 100 \right) = P$$

指定業種に係る転嫁の状況 P = % > 0

全体に係る転嫁の状況 P = % > 0

(裏面に続く)

A : 最近 3 か月間の原油等の仕入価格 (年 月 ~ 年 月)
A-① : 指定業種に係る仕入価格 _____ 円
A-② : 全体に係る仕入価格 _____ 円
a : A の期間に対応する前年 3 か月間の原油等の仕入価格 (年 月 ~ 年 月)
a-① : 指定業種に係る仕入価格 _____ 円
a-② : 全体に係る仕入価格 _____ 円
B : 最近 3 か月間の売上高 (年 月 ~ 年 月)
B-① : 指定業種に係る売上高 _____ 円
B-② : 全体に係る売上高 _____ 円
b : B の期間に対応する前年 3 か月間の売上高 (年 月 ~ 年 月)
b-① : 指定業種に係る売上高 _____ 円
b-② : 全体に係る売上高 _____ 円

第 号
令和 年 月 日

申請のとおり相違ないことを認定します。

信用保証協会への申込期間は令和 年 月 日から令和 年 月 日までとします。

榎原市長 亀田 忠彦

(注1) 本様式は、指定業種と非指定業種を兼業している場合であって、指定業種及び申請者全体の双方が認定基準を満たす場合に使用する。

(注2) 上昇率、依存率及び最近 1 か月間における全体の売上原価に占める指定業種の売上原価の割合が 20%以上となっていること。

(注3) $P > 0$ となっていること。

(留意事項)

①本認定とは別に、金融機関及び信用保証協会による金融上の審査があります。

②市町村長から認定を受けた日から 30 日以内に金融機関又は信用保証協会に対して、経営安定関連保証の申込みを行うことが必要です。